

猪名川町告示第13号

社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金交付要綱をここに告示する。

令和8年2月18日

猪名川町長 岡 本 信 司

社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金交付要綱

令和 8年 2月18日

要 綱 第 9 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰等の影響を受けた公の福祉施設を管理する指定管理者に対し、電気料金、ガス料金及び重油料金（以下「光熱費等」という。）の増加分を支援するため、猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表に掲げる施設を猪名川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年条例第12号）第6条第1項の規定により指定管理者として本町の指定を受けている法人とする。

(交付対象経費)

第3条 支援金の対象となる経費は、交付対象者が令和7年4月から令和8年3月までの間に指定管理施設で使用した光熱費等とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、光熱費等の予算額と推計額の差額とし予算の範囲内において交付する。

2 前項の推計額は、前年同月の光熱費等の変動率を勘案し推計するものとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

3 第1項の規定により算定した額が負の値となる場合は、支援金の交付の対象外とする。

(交付の申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金計算書（様式第2号）

(2) 前条の算定に必要な光熱費等の支払実績が確認できる書類（請求書又は領収書等）

(3) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、支援金の交付を決定したときは、社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定に基づく審査の結果、支援金の不交付を決定したときは、社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 支援金の交付決定を受けた申請者は、社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 支援金の支払方法は、町が申請者に支払う指定管理料と同じ口座への振り込みとする。

（支援金の返還）

第8条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けた者に対して、交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

施設の名称	位置
猪名川町総合福祉センター	猪名川町北田原字南山14番地の2
猪名川町社会福祉会館	猪名川町紫合字火燈山8番地

様式第1号（第5条関係）

社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者
光熱費等高騰対策支援金交付申請書

年 月 日

猪名川町長 様

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 千円

- 社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金計算書（様式第2号）
- 電気料金、ガス料金及び重油料金の支払い実績が確認できる書類（請求書若しくは領収書等）

様式第2号（第5条関係）
 社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金計算書

指定管理施設名 _____

電気代	令和 年度	令和 年度
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		0
3月分		0
合計	0	0

6月～1月使用分伸率

電気代	
ガス代	
合計	0

令和 年度決算見込	
電気代	0
ガス代	0
合計	0

ガス代	令和 年度	令和 年度
4月分		
5月分		
6月分		
7月分		
8月分		
9月分		
10月分		
11月分		
12月分		
1月分		
2月分		0
3月分		0
合計	0	0

4月～1月請求額伸率

令和 年度光熱費不足額	
電気代	0
ガス代	0
合計	0

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

様

猪名川町長 印

社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者
光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金については、次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 支援金交付決定額 千円

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

猪名川町長

印

社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者
光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金の支給について、次の理由により支給しないことと決定したので通知します。

（支給しない理由）

備考

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、猪名川町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、猪名川町を被告として（訴訟において猪名川町を代表する者は猪名川町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第5号（第7条関係）

社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者
光熱費等高騰対策支援金交付請求書

年 月 日

猪名川町長 様

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

㊟

社会福祉施設等に係る猪名川町指定管理者光熱費等高騰対策支援金の交付を受けたいので、請求します。

1 交付請求額

千円